長野県産ペレットの燃料供給に係る協定書

間接補助事業者　　　　　　　　と長野県産ペレットの販売業者　　　　　　　　（以下「販売事業者」という。）は木質バイオマス循環利用普及促進事業（以下「事業」という。）実施要領（令和３年３月31日付け２信木利第129号林務部長通知）第５第２項第２号の規定により、長野県産ペレットの燃料供給に関する協定を次のとおり締結する。

　また、間接補助事業者はこの協定書の写しを補助事業者に提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 協定期間 | 　　　年　　月　　日　から３年間 |

なお、この協定は販売事業者と間接補助事業者の売買契約を拘束するものではない。

間接補助事業者は長野県産ペレットの購入先を変更する時は、補助事業者へ連絡して下さい。

　　　年　　　月　　　日

間接補助事業者　（住　所）

（氏　名）

販売事業者　（住　所）

（氏　名）